

精華町農業委員会会議録

1、開会の日時 令和5年10月4日午後2時00分

2、開会の場所 役場庁舎6階審議会室

3、出席した農業委員は次のとおりです。

1番 石本 晋也	2番 澤田 嘉之
5番 田中 正博	7番 山本 功
8番 井澤 茂治	9番 中川 茂成
10番 田中 安弘	11番 山本 千恵子
12番 田中 吉照	13番 草嶋 邦子
16番 杉嶋 秀美	17番 森島 隆詞
18番 井上 和也	19番 岩井 三郎

4、欠席した農業委員は次のとおりです。

なし

5、出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

3番 野秋 眞秀	4番 堀内 大
6番 中村 正	14番 新司 吉行

6、欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりです。

15番 松尾 清敏

事務局	八田 貴史
	山口 健司
	下村 祐未

7、議案

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について
議案第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について
報告第1号	非農地証明交付申請について

8、署名委員

8番 井澤 茂治	9番 中川 茂成
----------	----------

9、閉会の日時 令和5年10月4日午後3時40分

審議の経過

議長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから令和5年第10回農業委員会総会を開催させていただきます。

ただいまの出席委員は14名中14名であり、過半数以上の出席がありますので、農業委員会等に関する法律第27条3項により、総会が成立していることを報告します。

また、農地利用最適化推進委員は5名中4名の方に出席いただいております。

議長 今年も、早や収穫の次期を迎えることになりましたが、稲刈りの予定をされている委員の皆様には何かとお忙しい中、農業委員会総会にご出席いただき、誠にありがとうございます。当委員会としましては、マスクの着用は個人の判断としますが、引き続き感染予防対策をする中で、総会を開催することといたしましたので、何とぞよろしくお願いいたします。

本日の署名委員は、8番井澤茂治委員、9番中川茂成委員のお二人にお願いします。それでは、ただいまから農地法の審議に入ります。

議長 議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明をお願いします。

事務局 それでは議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について、でございます。1ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については2ページの地図のとおりです。

本件については、譲渡人が高齢のため営農規模縮小に伴う所有権の有償移転申請です。譲受人は営農地のすべてを耕作されておりますので、農作業従事日数につきまして、要件を満たしております。

また、耕作によりまして周辺農地に影響を及ぼすことはないと考えられます。

したがって、農地法第3条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えております。

以上です。

議長 議案第1号については、地区担当委員の井澤委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

井澤 8番、井澤です。

1番の案件につきまして、9月29日に岩井会長と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。当該地は農地として、適正に管理されておりました。今後も適正な管理が見込まれますので、地元担当委員としては問題のないものと考えておりますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。議案第1号については、許可することに決定いたします。

議 長 次に、議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
を議題とします。1番について、事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第2号、農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について、
でございます。

3ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については4ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、近鉄新祝園駅を中心とする半径500メートル以内の区域でかつ、その区域内の宅地の面積の割合が40%を超える区域でかつ、その区域内の宅地の面積の割合が40%を超える区域内にあるため、第2種農地と判断されます。また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 議案第2号については、地区担当委員の中川委員が現地確認を行っておられますので、
補足説明をお願いします。

中 川 9番、中川です。

1番の案件につきまして、9月29日に田中安弘委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。露店貸駐車場として転用され、近隣に新設された防災食育センターの職員陽駐車場として貸し出されるとのことです。排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは1番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。
よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号の1番については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定
いたします。

議 長 続いて2番ですが、農業委員会等に関する法律第31条（議事参与の制限）により、
田中正博委員は審議を行う間、退席をお願いいたします。

議 長 それでは事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは、3ページに戻っていただき、2番でございます。

【 提案説明 】

場所については5ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきましては、当該地は農業振興地域内の農用地でしたが、申請人による精華農業振興地域整備計画の用途区分の変更の申出が行われ、農業用施設用地としてすでに用途区分が変更されています。

また、設置される農業用倉庫については、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条第1項及び第2項に該当する農業用施設と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

したがって、農地法第4条第6項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相当と考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

以上です。

議 長 本件については、地区担当委員の堀内推進委員が現地確認を行っておられますので、
補足説明をお願いします。

堀 内 4番、堀内です。

2番の案件につきまして、9月29日に井上副会長と山口局長補佐と申請のありました
現地を確認しました。現地は農業振興地域の農用地内でしたが、精華農業振興地域整

備計画の用途区分を農業用施設用地へ変更の申出を行い、軽微な変更で、農業用機械置き場やもみ刷りを行う農業用倉庫として転用されるとのことです。排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは2番の議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。
議案第2号、2番については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。
田中正博委員が着席するまでしばらくお待ちください。

議 長 田中正博委員にお伝えします。議案第2号、2番の計画は許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたしました。

議 長 次に、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、を議題とします。事務局より議案の提案及び説明を願います。

事務局 それでは議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、でございます。

6ページをお開きください。1番でございます。

【 提案説明 】

場所については7ページの地図のとおりです。

本件の立地基準につきましては、農用地区域内にある農地以外の農地であって、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にあり、精華町役場から300メートル以内の区域で、第3種農地と判断されます。

また、一般基準につきましては転用目的が妥当で、目的実現が確実であり、周辺農地への営農への支障がないことで要件を満たしております。

また、当該地は市街化調整区域内にありますが、都市計画法第34条第11号に規定する条例で指定された区域内にあり、市街化区域並みに建築物等の建設が可能となっております。

したがって、農地法第5条第2項の各号の不許可要件に該当しないため、許可相

当と考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上です。

議 長 1 番については、地区担当委員の田中安弘委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

田 中 1 0 番、田中です。

1 番の案件につきまして、9 月 2 9 日に中川委員と山口局長補佐と申請のありました現地を確認しました。

当該地は共同住宅として転用されますが、既に当該地周辺も同様に共同住宅等に転用されており、排水計画も問題なく、隣接地にも影響がないことから地元担当委員としては問題のないものと考えております。

よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。それでは議案について、審議をお願いいたします。

議 長 何かご質問等ございませんか。

議 長 異議がないようですので、本件に対して採決をとらせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

議 長 それでは、許可に賛成の方は挙手をお願いします。

議 長 ありがとうございます。挙手全員でございます。

議案第 3 号については、許可相当の意見をつけて、知事に進達することに決定いたします。

議 長 続きまして、報告第 1 号、非農地証明交付申請について、を報告します。事務局より報告願います。

事務局 8 ページをお開きください。

それでは報告第 1 号、非農地証明交付申請について、でございます。

1 番でございます。

【 内容報告 】

場所については 9 ページの地図のとおりです。

本件は、先ほどの非農地の事由から昭和 4 8 年頃には耕作がされておらず、山林と化しており農地への復旧や営農も困難であることから、非農地と認定して問題のないものと考えます。

以上で報告を終わります。

議 長 本件については、地区担当委員の山本千恵子委員が現地確認を行っておられますので、補足説明をお願いします。

山 本 11番、山本です。

1番の案件につきまして、9月27日に岩井会長と山本功委員、山口局長補佐と申請者の案内のもとに申請のありました現地を確認しました。ただいま事務局から説明がありました通り、傾斜地で、かつ他人の敷地に侵入しなければ侵入できず、農機具等の搬入も困難なため、昭和48年頃には既に耕作されていなかったとのこと。この2筆を残して周囲の地目は山林で、該当地も樹木や竹が生い茂って山林と化しており、農地への復旧や営農は困難であると考え、やむをやなく、地元担当委員としては非農地と認定して問題のないものと考えます。

以上です。

議 長 専決処理しました件ですが、何か質問等ございませんか。

議 長 質問がないようですので、報告第1号を終わります。
議案書につきましては、以上でございます。

< その他 >

議 長 それでは、最後になりましたが、次回の総会について、お諮りします。
令和5年11月6日月曜日午後1時30分からの開催としたいと思いますが、皆様のご都合はいかがでしょうか。

議 長 それでは、次回の総会を令和5年11月6日水曜日午後1時30分からと決定いたします。

後日、開催については文書で通知いたしますので、よろしく願いいたします。

本日の予定しておりました議事はすべて終了いたしました。

委員の皆さん、長時間にわたり、慎重な審議をいただき、また議事進行にご協力を賜りありがとうございました。

これもちまして、総会を閉会させていただきます。

時に午後3時40分